



島根県報

平成26年11月14日（金）

第 2,649 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障 がい 福 祉 課) 3

自立支援医療機関の指定

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 3

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 4

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中 小 企 業 課) 4

【公 告】

肥料の登録の失効 (食 料 安 全 推 進 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

- (1) 貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）
- (2) 施設集約化事業及び共同施設事業の貸付けの相手方に組合等の組合員又は所属員を加えることとした。（別表関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項貸付金の額の欄中「貸付けの相手方」を「事業を行う者（政令第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる事業を行う者をいう。）」に改め、同項利率（年利）の欄中「1.05パーセント」を「0.75パーセント」に改め、同表3の項利率（年利）の欄中「1.05パーセント」を「0.75パーセント」に改め、同表5の項貸付けの相手方の欄を次のように改める。

次のいずれかのもの

- (1) 事業協同組合若しくは協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）又は事業協同小組合
- (2) (1)に掲げるものの組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）である特定中小事業者、企業組合又は協業組合
- (3) 協業組合、合併会社又は出資会社

別表6の項を削り、同表7の項貸付けの相手方の欄を次のように改める。

次のいずれかのもの

- (1) 特定中小企業団体
- (2) (1)に掲げるものの組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合
- (3) 企業組合又は協業組合

別表7の項を同表6の項とし、同表8の項を削り、同表9の項高度化事業の内容の欄中「組合員の」を「組合員等の」に改め、「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に取り予約付きで貸貸するものを除く。）」を削り、同項を同表7の項とし、同表中10の項を8の項とし、11の項から14の項までを2項ずつ繰り上げ、同表15の項高度化事業の内容の欄中「13の項」を「11の項」に改め、同項利率（年利）の欄中「1.05パーセント」を「0.75パーセント」に改め、同項を同表13の項とし、同表16の項高度化事業の内容の欄中「14の項」を「12の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表17の項を同表15の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|-------------|-----------------|------------------------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| なの花薬局 石見大田店 | 大田市大田町大田口1186-8 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成26年11月4日 |

島根県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市八雲町西岩坂2459-1、3449、3450-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町一窪田字才谷3209-3、3210、字バリ瀧3417-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第634号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
 - 大田市鳥井町鳥井185-13 木村武好
 - 〃 久手町波根西2053-9 森山末美
 - 〃 久手町波根西308 堀 守
 - (2) 加入区
大田市加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
告示の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第635号

平成26年島根県告示第519号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年11月14日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランドNew出雲店 出雲市大塚町732番3外

2 意見の概要

| | 意見 | 理由 |
|---|--|--|
| 1 | 車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。 | 店舗立地予定地周辺には学校もあることから、朝夕には多くの歩行者・自転車の通行も見込まれる。 よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。 |
| 2 | 屋外隔地駐車場と店舗間の市道について、道路横断歩行者の安全確保を図ること。 | 屋外隔地駐車場(駐車場No.3)と店舗間を市道四絡35号線が隔てており、駐車場、店舗間の乱横断の防止と横断歩行時の安全を確保する必要があるため。 |
| 3 | 開発区域周辺道に交通渋滞をまねかないよう、公安委員会、各道路管理者と協議のうえ、対策を講じること。 | 県道矢尾今市線は通行車両が多いことが予想され、混乱・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。 |
| 4 | 四絡30号線は、工事車両及び工事関係車両の通行はしないこと。 四絡35号線は、工事関係車両が横断する際は、交通誘導員を配置すること。 また、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路・水路が汚損・破損しないよう注意すること。 道路・水路が汚損・破損した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、原形に復旧すること。 なお、工事着手前に道水路管理者と道路面の状況等確認の立会を行うこと。 | 四絡30号線は、通学路及び場内通路でもあり、歩行者、通行車両の安全確保のため。 道路法第22条(工事原因者に対する工事施工命令等)及び道路法第58条(原因者負担金)による。 |
| 5 | 周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。 | 周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。 |
| 6 | 営業開始後、北側の農地が居住地となった場合、共用通路を走行する車両等による騒音の苦情が発生しないよう、通行速度の抑制や遮音壁を設置するなど必要に応じて対策を講ずること。 長時間使用する空調室外機の稼動時に発生する騒音について、敷地境界地の夜間騒音レベルを超える場合、近隣住民の安眠を妨害することがないように、防音及び防振対策を講ずること。 また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。 | 周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。 |

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働興課(出雲市今市町70番地)

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (パーセント) | その他 の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 失効年月日 |
|--------------|------------|--------|------------------|--------------|-----------------------------------|-----------------|
| 島肥登第 402号 | 副産苦土肥 料 | HMY 1号 | く溶性苦土 15.0 | 公定規格 のとおり | 株式会社日立金属安来製作所 島根県安来市飯島町1240番地5 | 平成26年10 月25日 |